

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

第 1 改正の概要

(1) 書面掲示規制の見直し

令和 4 年 6 月に開催された第 4 回デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、代表的なアナログ規制の 7 項目について、見直しを行うこととされた。

この決定を踏まえ、当該アナログ規制の 7 項目のうち「書面掲示規制」に該当するものについて、所要の改正を行うものである。

(2) 記録媒体を指定する規制の見直し

令和 4 年 1 2 月に開催された第 6 回デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、当該工程表において磁気ディスク等の記録媒体を指定する規制について、見直しを行うこととされた。

この決定を踏まえ、記録媒体を指定する規制として見直しが必要な規定について、所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

(1) 書面掲示規制の見直し

上記プランに従い、後見登記等に関する省令（平成 1 2 年法務省令第 2 号。以下「省令」という。）第 1 6 条において、職権による登記の抹消の際の公告の方法について、ウェブサイトへの掲載によって行う旨の規定を置く。

(2) 記録媒体を指定する規制の見直し

上記工程表に従い、記録媒体を指定する規定（後見登記等に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 5 2 号）第 4 条第 1 項柱書及び第 9 条並びに省令第 9 条第 1 項）について、クラウド等の最新の情報通信技術の活用を妨げるものではないことを明らかにするため、省令第 1 2 条第 2 項に解釈規定を置く。

第 3 施行日

公布日